

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

(単位 百万円)

満期保有目的の債券

	種 類	平成22年度中間期（平成22年9月30日現在）			平成23年度中間期（平成23年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,230	2,235	5	990	992	2
	その他	—	—	—	1,000	1,000	0
	小 計	2,230	2,235	5	1,990	1,992	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,215	2,190	△ 24	2,265	2,234	△ 31
	その他	15,950	14,561	△ 1,389	13,968	12,621	△ 1,346
	小 計	18,165	16,751	△ 1,413	16,233	14,855	△ 1,378
合 計		20,395	18,987	△ 1,408	18,223	16,848	△ 1,375

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(平成22年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(平成23年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	平成22年度中間期（平成22年9月30日現在）			平成23年度中間期（平成23年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,884	1,138	745	1,904	1,061	842
	債券	221,509	216,339	5,170	275,287	270,052	5,234
	国債	119,954	117,412	2,542	155,933	152,781	3,151
	地方債	43,708	42,481	1,226	49,160	48,033	1,127
	社債	57,846	56,445	1,401	70,193	69,237	955
	その他	26,001	24,947	1,054	9,130	8,715	414
	小 計	249,395	242,425	6,970	286,321	279,830	6,491
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,794	2,108	△ 313	1,678	1,847	△ 169
	債券	64,368	64,662	△ 293	28,006	28,133	△ 127
	国債	48,738	48,981	△ 243	5,925	6,006	△ 81
	地方債	7,292	7,318	△ 25	6,035	6,038	△ 3
	社債	8,337	8,362	△ 25	16,045	16,088	△ 42
	その他	18,808	21,692	△ 2,883	32,105	35,402	△ 3,296
	小 計	84,972	88,463	△ 3,491	61,790	65,382	△ 3,592
合 計		334,367	330,888	3,479	348,112	345,213	2,898

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	719	714
その他	42	31
合 計	761	746

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

(平成22年度中間期)

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、160百万円（うち、時価のある株式108百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債50百万円）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成23年度中間期)

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、299百万円（時価のある株式）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

(平成22年度中間期)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態であると判断し、平成20年度中間会計期末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、当中間会計期末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としております。

これにより、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)		平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	3,000	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)
評価差額	3,479	2,898
その他有価証券	3,479	2,898
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	1,255	1,041
その他有価証券評価差額金	2,223	1,857